

新座市物品検収要綱

(平成5年5月31日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新座市の発注する物品の検収（以下「物品検収」という。）に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(物品検収の種類)

第2条 物品検収は、一括納入物品検収及び分割納入物品検収とする。

(物品検収員)

第3条 物品検収員は、財政部管財契約課職員（以下「管財契約課職員」という。）及び主管課長（所長、館長を含む。）とする。

(物品検収の執行区分)

第4条 物品検収は、次に掲げる区分により執行するものとする。ただし、物品購入契約の内容その他特別の事情により、これにより難いと認められるものについては、この限りではない。

- (1) 契約金額100万円以上（第3号に規定するものを除く。）の物品検収は、管財契約課職員が行う。
- (2) 契約金額100万円未満の物品検収は、主管課長（所長、館長を含む。）が行う。
- (3) 契約金額100万円以上2,000万円未満の印刷物、図書、薬品類、消耗品（据付け、初期設定等を必要としないものに限る。）又は単価契約に係る物品検収は、主管課長（所長、館長を含む。）が行う。

(物品概要の通知)

第5条 前条第1号に該当する物品検収にあつては、主管課長（所長、館長を含む。）は、支出負担行為についての決定（決裁又は専決による決定をいう。以下同じ。）を得た後、物品概要通知書（様式第1号）を速やかに財政部管財契約課長（以下「管財契約課長」という。）に提出しなければならない。

(物品検収の請求手続)

第6条 第4条第1号に該当する物品検収にあつては、主管課長（所長、館長を含む。）は、契約者から納品書が提出されたときは、物品検収請求書（様式第2号）に物品検収に必要な書類を添付し、速やかに管財契約課長に提出しなければならない。

(物品検収員の指名)

第7条 管財契約課長は、物品検収の請求があつたときは、物品検収員を指名し、速やかに物品検収を行わせるものとする。

（物品検収の方法）

第8条 物品検収員は、発注仕様書の確認、その他新座市財産規則（昭和46年新座市規則第12号）第9条及び第35条の規定に基づき、物品検収を行わなければならない。

2 物品検収員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検収することが困難である場合において、その種類及び規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検収することにより、全部の物品の合否を判定することができる。

第9条 主管課長（所長、館長を含む。）は、物品検収員が物品検収の結果、契約条項に違反するものがあると認めたときは、直ちに契約者に対し、期日を指定して改善の請求をしなければならない。

2 管財契約課長は、物品検収員の物品検収の結果、違反の事実が重大であると認めたときは、直ちに、主管課長（所長、館長を含む。）に物品改善指示書（様式第3号）により改善の指示をしなければならない。

3 主管課長（所長、館長を含む。）は、管財契約課長から物品改善指示書を受理したときは、直ちに契約者に対し、期日を指定して改善の請求をしなければならない。

4 主管課長（所長、館長を含む。）は、第1項による改善が完了したときは口頭で、第2項による改善が完了したときは物品改善報告書（様式第3号）により、直ちに管財契約課長に報告しなければならない。

5 管財契約課長は、前項の規定による改善が完了した報告を受けたときは、当該改善部分の検査を行わなければならない。ただし、物品検収員が軽易な改善と認めたものであって、主管課長（所長、館長を含む。）からその完了を確認した旨の報告を受けたときは、この限りではない。

（物品検収票の結果報告）

第10条 物品検収員は、物品検収の結果を、次に掲げる区分により報告する。

(1) 第4条第1号に該当する物品検収については、物品検収票（様式第4号）による。

(2) 第4条第2号又は第3号に該当する物品検収については、物品検収票（様式第5号）による。ただし、契約金額50,000円以下の物品検収については、物品検収票を省略することができる。

（物品検収票の結果通知）

第11条 管財契約課長は、前条第1号の決裁後、物品検収結果通知書（様式第6号）に物品検収票の写しを添付し、主管課長（所長、館長を含む。）に通知しな

ければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、様式の作成その他の物品検収に関し必要な事項は、出納室長と協議の上財政部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

2 新座市物品検収事務手続要綱（平成4年3月26日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成9年3月12日市長決裁）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日市長決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年10月28日市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成31年3月29日市長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月19日市長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年12月1日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。